

## 平成30年度事業計画書

### 1 全般

わが国では、世界でも例をみないほどの急速な少子高齢化が進み、逐年生産年齢人口が減少しております。このような状況下で、国の活力を維持するためには、雇用対策としての高年齢者の活用が必然化しており、平成27年11月には政府の目玉政策として「一億総活躍社会」が打ち出され、翌28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され現在に至っております。この流れにおいてシルバー人材センターも育児、介護等、現役世代の就労の足枷（かせ）となっている分野における活躍が大いに期待されているところでもあります。

ここ郡上市においても介護分野はもとより、市内に立地するスーパー、製造工場等は人手不足に直面し、シルバーにも度々求人が寄せられております。しかしながら、これらの要求に応え得るだけの会員が不足しているのが現状であり、当センターの事業を発展・充実させるためには会勢の充実が急務であります。幸い過去3年間、僅かではありますが、会員が増加傾向に転じております。平成30年度も引き続き会員の皆様の協力を得、会員の獲得に力点を傾注するとともに、就業拡大に努め、「自主・自立・共働・共助」のシルバー理念の具現化に努めてまいります。

### 2 事業目標

区 分	請負・委任	派 遣	合 計
会員数	470人		
受注件数	2,060件	44件	2,104件
就業延人員	31,100人日	4,530人日超	35,630人超
就業実人員	440人	70人	—
就業率	92.5%	92.9%	—
契約金額	155,600千円	27,000千円	182,600千円

### 3 事業実施計画

#### (1) 会勢の充実及び就業機会の拡大

「1人1会員入会」のスローガンの下、会員に対する一層の啓発に努め、会員自らの手により仕事仲間・後継者を募る気運を拡充してまいります。併せて、各種媒体を活用した広報を展開し、広く市民に「シルバー人材センター」の名を定着させ、事業への興味と参画意欲を促進するとともに、受注件数の増大を図ります。会員数の拡大と就業の拡大は連動しております。また、会員数は、シルバー人材センターが地域にどの程度受け入れられているかの指標でもあります。

このため、年間を通じて以下の施策に取り組んでまいります。

- ① 総会、地域・理事班長会、ボランティア活動等あらゆる機会を捉えた「1人1会員入会」運動の一層の推進
- ② 就業会員によるパンフレット等を併用した発注者に対する広報活動（就業の都度）
- ③ 市広報誌による会員募集（年2回：5月、10月）
- ④ チラシの全戸配布（6月）
- ⑤ ケーブルテレビ、ING、路線バス等による広報（年2回：5月、10月）
- ⑥ 「シルバーだより」による継続的な会員の啓発（年4回）

#### (2) 組織体制の充実・強化

##### ア 理事会・専門部会

理事会は、最高意思決定機関である総会に提案する議案等に係る協議機関である一方、総会で決定された事業計画・収支予算等の執行機関でもあります。すなわち、シルバー人材センターの方向性を打ち出し、その具現化を図るため重要な役割を担っており、センターの実態に即して、その発展と会員の福祉に繋がるよう奇数月第2火曜日に理事会を開催し適切に運営してまいります。

また、現在、総務、企画、安全、厚生及び女性の5個専門部会が設置されて

おりますが、その分野に係る現状分析、改善提案等「自ら考え、自ら実行できる」部会への変革を図りつつ、有機的な理事会活動を支え得るよう努めます。

#### イ 地域理事・班長会

現在、シルバー事業運営上の問題点として、①情報の流れがセンターから会員への一方通行、②活動がセンターからの依頼事項中心、③理事、班長、事務局の連携体制が必ずしも十分でないことなどが挙げられると思われま

す。入会適格者の存在、地域のニーズ等に係る情報は、その地域にあって始めて得られるといっても過言ではありません。地域理事・班長会では地域に密着しているという利点を最大限に活用し、シルバー人材センターの事業運営方針に基づき、その具現化を図るため、地域としての取り組み要領等について活発に話し合い、提案する場となるよう期待しております。

#### ウ 事務局

平成28年4月以降、各地域担当の連絡員を白鳥町高齢者福祉センター内に設置している北部支所に集約し、本所及び北部支所の2拠点体制に移行し、現在に至っております。

平成30年度は体制移行の3年目として、各地域担当職員が一層の連携を図りつつ、スピード感をもってタイムリーな業務が遂行できるよう努めてまいります。

### (3) 安全就業・適正就業の推進

#### ア 安全就業

シルバー人材センター事業の一つの狙いとして、高齢者の自主的な組織参加と労働能力の発揮により、豊かで積極的な老後生活の維持と社会参加による生きがいの充実が挙げられますが、これらは無災害、無疾病であって始めて達成できるものであります。センターでは30年度も健康管理に加え「就業の安全確保」を最優先の課題として取り組んでまいります。

平成29年度は、本人受傷事故9件及び賠償事故が3件発生し、県下の各センターと比較しても抜きん出た不名誉な数値となっております。いずれの事故を見ましても、高を括（くく）る、大丈夫という過信と驕りが間接的な要因であるように思われます。

このような状況に鑑み、平成30年度は、役職員・会員の安全に係わる意識を一層啓発するとともに、次の事項を特に重視し、事故の絶無を期する所存であります。

- ① 年度安全・適正就業対策基本計画に基づき、継続・一貫性ある安全施策を推進
- ② 総会に引き続き「安全衛生大会」を実施し、会員の安全意識を啓発
- ③ 安全部会による組織的な安全施策の推進、特に計画的な安全パトロールの実施と事故の要因分析及び改善策の普及
- ④ 剪定作業時の三脚脚立の梯子・支柱の固定化（閉脚による事故防止）
- ⑤ 夏期における単独屋外作業の禁止
- ⑥ 屋根からの雪下ろし等、高所作業の禁止
- ⑦ 入会説明会における安全教育の実施（「安全就業のために」を活用）
- ⑧ 作業前・中・後の体調確認、準備運動の実施（当日のリーダー）
- ⑨ 刈払機使用時、剪定作業時等におけるヘルメット、安全帯着用の義務化

#### イ 適正就業

平成28年9月9日、厚生労働省と全国シルバー人材センター事業協会により「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」が発出され、請負、委任、派遣、職業紹介別の働き方の違いなど、シルバー人材センターで働く高齢者が適正に就業するために留意するポイントが示されました。

これを要約すれば、

- ① 就業日数、就業時間については、「おおむね月10日程度以内、おおむね週20時間を超えないことを目安」とすること

② 請負・派遣の契約形態を厳守すること、事業所雇用者との混在就業、指揮命令を受ける就業は派遣契約により就業すること

の2点がポイントであり、事務局としても注意を払っております。

当センターでは、「自主・自立・共働・共助」というシルバー事業の基本理念に基づき、会員、発注者等に対して本ガイドラインを更に周知・徹底するとともに、危険・有害な作業に従事していないか、長期就業が放置されていないか、事業所従業員との混在作業となっていないか、発注者の指揮・命令を受けていないか、などについて就業実態を把握しつつ、引き続き改善を図ってまいります。

#### (4) 普及啓発活動

郡上市においては、シルバー人材センターの事業内容はもとより、その名前すら老若を問わず一市民まで知れ渡っていないうらみがあります。会員を募り、事業を拡大するためには、市民の協力と理解が不可欠であり、前述の「会勢の充実及び就業機会の拡大」で述べましたような施策を通じ、広く認知していただくよう努めてまいります。

また、ボランティア活動等、実践を通じた広報活動にも積極的に取り組んでまいります。

一方、会員の皆様には、就業上の心得、安全・適正就業等について事例紹介等による周知に努め「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき、信頼、かつ期待され、地域社会活性化に不可欠なセンターを目指してまいります。

#### (5) 新規事業への取り組み

##### ア 介護予防・日常生活支援総合事業

昨年4月から郡上市において「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「新

総合事業」という。)が開始されております。本事業は、要支援1～2に認定されている人の一部を介護予防給付から切り離し、地域支援事業として支援するものです。従来、当センターでは、生活援助サービスとして掃除、洗濯、調理補助、通院付添、買い物支援等を行ってきましたが、新総合事業にも参入し現在約20件の支援活動を行っており、今後も増加するものと見込まれます。

#### イ 地域就業機会創出・拡大事業

本事業は、28年度から開始され、地域の地方公共団体や商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化、地域社会・経済の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出する事業を国庫及び自治体の補助を受けて実施するもので、事業開始以来4年目となります。

具体的な例としてはシルバー会員による管理・運営により地域住民が集うサロンの設置、農産物販売所の設置、託児所の設置、空き家の管理などが挙げられますが、施設の確保、設備の充足、収益の可能性等の問題もあり、本事業への参入について更に検討を進めてまいります。会員の皆様におかれましても、郡上市シルバーとして何をすべきか、何ができるか、など常に思いをいたしていただき、地域理事・班長会等を通じた積極的なご提案を期待しております。

#### ウ シルバー派遣事業

平成25年度から実施している派遣事業は、堅調に伸びてきましたが、やや頭打ちの感があります。郡上市内の全事業所数を見越した場合、ほんの一部の事業所との契約が成立しているに過ぎません。今後は、市内各事業所への営業活動を強化するとともに、企業ニーズに応ずる派遣会員をバランスよく登録し、即契約に繋がる態勢を整えてまいります。また、適正就業ガイドラインに基づき、受注時には業務内容・就業形態を適切にチェックし、合法的に派遣契約件数の増加を図ってまいります。

### (6) 人材育成事業

ア 剪定作業、障子・襖の払替え作業などの分野では会員の高齢化、技術者の不足などにより依頼に応じきれない状況が顕在化しております。これらの問題点を克服し、センターとして安定的な受注ができるよう、要員養成のための勉強会、講習等を独自に計画・実施してまいります。

イ 連合会が主催する「高齢者活躍人材育成事業」技能講習が30年度も開講される予定です。講習内容は、育児・子育てサポート講習、介護サポート講習、調理サポート講習等々ですが細部は各事務所に備付のパンフレットをご参照いただき、受講希望者は事務局まで申し込んでください。

なお、本講習の受講に際し、受講料は無料となっております。

ウ 平成27年9月の法改正により、派遣労働会員に対して、そのキャリアアップのための教育訓練が義務付けられました。センターでは派遣元である連合会と連携しつつ、努めて派遣会員の皆様が就業先で必要とする教育訓練を取り入れ、ご案内いたしますので、必ず受講していただくようお願いいたします。

#### (7) 業務費等の見直し

シルバー就業の契約形態は、請負を主体としており最低賃金法に拘束されるものではありませんが、安価な業務費を据え置き、民業を圧迫することがないよう、消費税引き上げの動向等を踏まえつつ逐次改善に努めてまいります。

#### (8) 地域奉仕活動の実施

郡上市においては過疎高齢化が急速に進展する中、高齢者の自助・自立、地域の高齢者同士の支え合いがますます重要になってきております。そんな中でボランティア活動等を通じてシルバー仲間が一堂に会し、共に汗を流している姿を地域の皆様に見ていただくことは、他の高齢者に対して大いに刺激を与え、ひいては地域活性化の一助となるばかりか、市民、観光客等の目にも地域の豊かさを実感してもらえることと思います。

また、シルバー人材センターは、地域密着型の組織であり地域の支えがあって始めて成り立っている側面もあります。30年度も「奉仕の精神」をもって、各地域でのイベント等に連携し、主催者等に喜ばれ、参加会員にも達成感のあるボランティア活動を実践していただくようお願いいたします。

この際、幟（のぼり）の植立など活動の「見える化」を図り、シルバー広報に留意するとともに、当日参加できない方など別日程による少人数での活動も大いに歓迎いたします。